

内海観光センター整備事業基本設計及び実施設計業務委託仕様書

内海観光センター整備事業基本設計及び実施設計業務の実施にあたり、本件仕様は下記のとおりとする。

1 業務委託名 内海観光センター整備事業基本設計及び実施設計業務委託

2 委託場所 南知多町大字内海地内

3 構造・規模

建物構造：指定なし

※ただし、建設予定地（南知多町大字内海字浜岡部地先）の環境を考慮した構造とする。

延床面積：2棟合計 500 m²程度

4 施設概要

本事業は日本財団「渚の交番プロジェクト」に申請予定のため、①公共トイレ、警備室等の機能を有する公共建物と、②地域活性化に繋がる観光拠点と成り得る「渚の交番」建物を別棟で建設する。

※1棟として建設する場合は、縦割りの区分建物とする。

※「渚の交番プロジェクト」が不採択の場合は、公共建物のみでの建設となる。

5 予定工事費

・公共建物については、1億円以内（税込）とする。

・渚の交番建物については、2億円以内（税込）とする。

※区分建物として建設する場合は、3億円以内（税込）とする。

6 業務期間 契約日の翌日から令和6年3月19日まで

7 基本設計業務

I 業務概要

(1) 内海観光センターに関する基本設計方針

・設計条件等の整理

（渚の交番プロジェクト事業に対応した施設整備の検討・策定）

・法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ

・基本設計方針の策定

・基本設計図書の作成

・概算工事費の検討

・設計内容の説明等

・その他当該施設の基本設計に必要な業務

II 業務仕様

(1) 管理技術者の資格要件

管理技術者の資格要件は次による。

- ・建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による一級建築士

III 設計業務の範囲

意匠設計、構造設計、設備設計及び環境整備設計等、工事を行うに必要な基本設計図書の作成及び関係法令の手続きを行うこととし、次に掲げる業務を標準とする。

(1) 設計

- ・建築（意匠）基本設計
- ・建築（構造）基本設計
- ・外構基本設計
- ・電気設備実施設計
- ・機械設備実施設計
- ・上記設計に伴う積算業務
- ・工事費算出業務（設計書作成）
- ・CAD による図面作成
- ・現地調査
- ・業務計画書、組織表、工程表、着手届、完了届、納品書、業務記録、打合せ記録等

8 実施設計業務

I 業務概要

(1) 内海観光センター建築に伴う実施設計

内海観光センターにかかる管理室、警備室、トイレ等の設計積算

(2) 関係法令に基づく打合せ、申請手続き（建築基準法、都市計画法、海岸法、港湾法、自然公園法、消防法、人にやさしい街づくりの推進に関する条例等）

(3) 別添、施設平面図による

II 業務仕様

(1) 管理技術者の資格要件

管理技術者の資格要件は次による。

- ・建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による一級建築士

III 設計業務の範囲

意匠設計、構造設計、設備設計及び環境整備設計等、工事を行うに必要な実施設計図書の作成及び関係法令の手続きを行うこととし、次に掲げる業務を標準とする。

(1) 設計

- ・建築（意匠）実施設計
- ・建築（構造）実施設計
- ・外構実施設計
- ・電気設備実施設計
- ・機械設備実施設計
- ・建築積算業務（積算数量算出書、積算数量調書の作成）
- ・電気設備積算業務（積算数量算出書、積算数量調書の作成）

- ・機械設備積算業務（積算数量算出書、積算数量調書の作成）
- ・工事費算出業務（設計書作成）
- ・CAD による図面作成

(2) 業務の実施

① 一般事項

- a 実施設計業務は、提示された設計と条件、基本構想及び適用基準等によって行う。
- b 積算業務は、監督員の承諾を受けた実施設計図書及び基準等によって行う。
- c 別添の地質調査業務委託報告書を参考に設計すること。
- d その他南知多町設計監理業務委託要領による。

② 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行う。

- a 業務着手時
- b 建設委員会等において実施設計に係る検討事項等が生じるとき。
- c 監督員又は管理技術者が必要と認めた時

③ 適用基準等

国土交通大臣官房官庁営繕部が制定又は監修した「公共建築工事標準仕様書」の最新版を適用する。

(3) 委託期間内の手続及び一部成果品の提出について

令和6年度予算編成時（令和5年12月）までに概算工事費を提出すること。

(4) 成果物の納入場所（南知多町 産業振興課）

(5) 申請手数料等

申請時における手数料は発注者の負担とする。

9 成果物・提出部数

(1) 基本設計に関する成果図書

設計の種類	成果図書	製本形態等
(1) 総合	① 計画説明書 ② 仕様概要書 ③ 仕上概要表 ④ 面積表及び求積図 ⑤ 敷地案内図 ⑥ 配置図 ⑦ 平面図（各階） ⑧ 断面図 ⑨ 立面図 ⑩ 工事費概算書(付帯工事含む) ⑪ 工事区分資料 （付帯工事、別途工事を網羅する）	製本 1、 PDF 及び CAD データ 摘要 A 3
(2) 外構	① 仕様概要書 ② 仕上概要書	

		③ 平面図(雨水処理、植栽、舗装等) ④ 横断面 ⑤ 工事費概算書 ⑥ 各種技術資料	
(3)構造		① 構造計画説明書 ② 構造設計概要書 ③ 工事費概算書	
(4)設備	a. 電気設備	① 電気設備計画説明書 ② 電気設備設計概要書 ③ 工事費概算書 ④ 各種技術資料	
	b. 給排水衛生設備	① 給排水衛生設備計画説明書 ② 給排水衛生設備設計概要書 ③ 工事費概算書 ④ 各種技術資料	
	c. 空調換気設備	① 空調換気設備計画説明書 ② 空調換気設備設計概要書 ③ 工事費概算書 ④ 各種技術資料	
(5)その他		・ 基本計画書 ・ 工事費概算書 (根拠資料、見積り等) ・ 調査報告書 ・ 付帯設備工事に関する検討資料 ・ 工期短縮及び工事費低減検討書 ・ 基本レイアウト計画 (什器・備品含む) ・ 仮設計画図 ・ 概略工事工程表 ・ 住民説明等に必要な資料 ・ 打合せに係る議事録 ・ その他発注者が指示する資料等	

(注)

1. 建築物の計画に応じ、作成されない図書がある場合がある
2. 「総合」とは、建築物の意匠に関する設計並びに意匠、構造及び設備に関する設計をとりまとめる設計を、「構造」とは、建築物の構造に関する設計を、「設備」とは建築物の設計に関する設計をいう
3. (2)及び(3)に掲げる成果図書は、(1)に掲げる成果図書に含まれる場合がある
4. 「計画説明書」には、設計趣旨及び計画概要に関する記載を含む
5. 「設計概要書」には、仕様概要及び計画図に関する記載を含む

(2) 実施設計に関する成果図書

設計の種類	成果図書	製本形態等
(1) 総合	① 実施設計説明書 ② 建築物概要書 ③ 特記仕様書 ④ 仕上表 ⑤ 面積表及び求積図 ⑥ 敷地案内図 ⑦ 配置図 ⑧ 平面図（各階） ⑨ 断面図 ⑩ 立面図（各面） ⑪ 矩計図 ⑫ 展開図 ⑬ 天井伏図（各階） ⑭ 平面詳細図 ⑮ 部分詳細図 ⑯ 建具表 ⑰ サイン計画図 ⑱ 外構平面図 ⑲ 外構詳細図 ⑳ 植栽計画図 ㉑ 仮設計画図 ㉒ 工事費概算書 ㉓ 各種計算書 ㉔ その他確認申請に必要な図書 ㉕ その他設計意図を伝達するために必要な図書	製本 1、 PDF 及び CAD データ 摘要 A 3
(2) 構造	① 実施設計説明書 ② 特記仕様書 ③ 構造基準図 ④ 伏図（各階） ⑤ 軸組図 ⑥ 部材断面表 ⑦ 部分詳細図 ⑧ 構造計算書 ⑨ 工事費概算書 ⑩ その他確認申請に必要な図書 ⑪ その他設計意図を伝達するために必要な図書	

(3) 設備	a. 電気設備	① 実施設計説明書 ② 特記仕様書 ③ 敷地案内図 ④ 配置図 ⑤ 受変電設備図 ⑥ 非常電源設備図 ⑦ 幹線系統図 ⑧ 接地系統図 ⑨ 電灯、コンセント設備平面図（各階） ⑩ 動力設備平面図（各階） ⑪ 通信・情報通信設備系統図 ⑫ 通信・情報通信設備平面図（各階） ⑬ 火災報知等設備系統図 ⑭ 火災報知等設備平面図（各階） ⑮ 屋外設備図 ⑯ その他設置設備設計図 ⑰ 工事費概算書 ⑱ 各種計算書 ⑲ その他確認申請に必要な図書 ⑳ その他設計意図を伝達するために必要な図書	
	b. 給排水衛生設備	① 実施設計説明書 ② 特記仕様書 ③ 敷地案内図 ④ 配置図 ⑤ 給排水衛生設備配管系統図 ⑥ 給排水衛生設備配管平面図（各階） ⑦ 消火設備系統図 ⑧ 消火設備平面図（各階） ⑨ 排水処理設備図 ⑩ その他設置設備設計図 ⑪ 部分詳細図 ⑫ 屋外設備図 ⑬ 工事費概算書 ⑭ 各種計算書 ⑮ その他確認申請に必要な図書 ⑯ その他設計意図を伝達するために必要な図書	
	c. 空調換気設備	① 実施設計説明書 ② 特記仕様書 ③ 敷地案内図	

		④ 配置図 ⑤ 空調設備系統図 ⑥ 空調設備平面図（各階） ⑦ 換気設備系統図 ⑧ 換気設備平面図（各階） ⑨ その他設置設備設計図 ⑩ 部分詳細図 ⑪ 屋外設備図 ⑫ 工事費概算書 ⑬ 各種計算書 ⑭ その他確認申請に必要な図書 ⑮ その他設計意図を伝達するために必要な図書	
(4) その他		・ 工事費内訳書 ・ 根拠資料（単価比較表、見積書、使用機器・材料カタログ等） ・ 関係法令等に基づく必要な各種申請図書 ・ 付帯設備工事に関する検討資料 ・ 工期短縮及び工事費低減検討書 ・ 仮設計画図 ・ 概略工事工程表 ・ 住民説明等に必要な資料 ・ 打合せに係る議事録 ・ その他発注者が指示する資料等 ・ 渚の交番の申請に必要な資料（随時）	A3・A4 正 1 部 副 1 部

(注)

- ・ 建築物の計画に応じ、作成されない図書がある場合がある。なお、本委託での現況調査及び工法検討により作成図面の追加、変更は業務期間中に発注者との打合せにより決定するものとする。
- ・ 「実施設計説明書」等各工事にまたがって作成する成果物は取りまとめて提出すること。
- ・ 矩計図の必要箇所は、発注者と協議の上決定すること。

※ 設計図書への製品名等の記載について

- 設計図には特定の製造業者による製品名等は原則記載しないものとし、仕様・品質（性能・材質・JIS 記号）等を表示する。
- 使用予定の製品等の選定に当たっては、原則として同様の仕様・品質と認められる 3 社以上の製品（社名・品名・型番等）を記載すること。

※共通事項

電子納品媒体は、DVD-R に委託名称を印刷して、2 部提出すること。内容は製本による報告書等の体裁を PDF 形式に整理・変換したもののほか、作成したデータ全てを以下の形式により保存すること。

- ①文書：Word 形式
- ②表・グラフ：Excel 又は PowerPoint 形式
- ③写真データ：Jpeg 形式
- ④図面データ：Jww 形式

10 成果物の検査等

本町検査員の検査合格をもって業務の完了とし、本業務で新たに発生する著作権をはじめとする成果物の権利は、町に帰属するものとする。

受託者が本業務で作成した構成素材（写真、イラスト等）について、町が2次的著作物を作成し、利用することについて許諾すること。

業務完了後において、明らかに受託者の責に伴う瑕疵が発見された場合、受託者は直ちに訂正を行うこと。

11 その他の事項

(1) 疑義

本仕様書に記載なき事項及び疑義が生じた場合は、速やかに発注者・受注者協議の上、受注者は発注者の指示に従い、業務を遂行しなければならない。

(2) 秘密の保持

受注者は、業務上知り得た個人情報その他の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後も同様する。

(3) 主任技術者等

受注者は、委託業務履行の技術上の管理を司る主任技術者を定め、業務の全般にわたり、業務管理を行うものとする。また、発注者と打合せを綿密に行い、進捗状況を随時報告するとともに、打合せ記録簿を作成し、発注者の承認を得るものとする。打合せは、各会議前には確認協議を行うものとする。

(4) 損害賠償

受託者は、本業務中に生じた受注者の責めに帰する諸事故に対しての責任を負い、損害賠償の請求があった場合には受託者が一切を処理するものとする。

(5) 資料の貸与

受託者は、本業務に必要な資料を発注者より借り受けるものとするが、適正な管理をもって行うとともに、業務完了後速やかに返却するものとする。

12 担当部署

南知多町 建設経済部 産業振興課

住所：470-3495 知多郡南知多町大字豊浜字貝ヶ坪 18

電話：0569-65-0711（代）内線 244

FAX：0569-65-0694

E-mail：syoukou@town.minamichita.lg.jp